

●建設業法施行令の改正概要

近年の工事費の上昇を踏まえ、金額要件が見直しされています。

	改正前	改正後
特定建設業の許可、監理技術者の配置及び施工体制台帳の作成を要する下請代金額の下限（令第2条、令第7条の4）	4,000万円 (6,000万円)	4,500万円 (7,000万円)
主任技術者又は監理技術者の専任を要する請負代金額の下限（令第27条第1項）	3,500万円 (7,000万円)	4,000万円 (8,000万円)
下請負人の主任技術者の配置を不要とすることができる特定専門工事の下請代金額の上限（令第30条第2項）	3,500万円	4,000万円

※（ ）内は建築一式工事の場合